

府 食 第 5 1 6 号  
令 和 8 年 9 月 9 日

農林水産大臣  
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和8年9月2日付け8消安第3229号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められたフルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミン ペースト）に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。